第三十五条の五第一項第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三項第一号中「第百三十八条第三号」を「第百三十八条第一項第五号」に改める。

第四十六条の四を削り、第四十六条の三の二を第四十六条の四とする。

第四十八条の二中「除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第四十八条の十一の九中「第三百二十一条の八第十二項」を「第三百二十一条の八第十二項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第三項に規定する金額とする。

4　法第三百二十一条の八第十二項第三号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第四項に規定する金額とする。

第四十八条の十一の十中「第三百二十一条の八第十三項」と」の下に「、「法第五十三条第十二項第一号」とあるのは「法第三百二十一条の八第十二項第一号」と」を加える。

第四十八条の十二第二項中「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「又は第百四十四条の六第一項」に改め、「（法人税法第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第四十八条の十三第一項中「規定する控除対象外国法人税の額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額」を加え、同条第二項中「及び第八十一条の十五」を「、第八十一条の十五及び第百四十四条の二」に改め、同条第三項中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という」を「内国法人（法第二百九十二条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ」に改め、同条第九項中「内国法人が適格合併」を「内国法人又は外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併」に、「内国法人の」を「内国法人又は外国法人の」に改め、同項第二号及び同条第十項から第十三項までの規定中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同条第十四項中「内国法人の」を「内国法人又は外国法人の」に、「内国法人三年前事業年度等開始日」を「法人三年前事業年度等開始日」に、「内国法人を」を「内国法人又は外国法人を」に改め、同条第十五項中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同項第二号イ中「規定する国外所得金額」を「規定する調整国外所得金額」に、「国外所得金額」という。）を「内国法人の調整国外所得金額（第二十五項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）」に、「個別国外所得金額」を「個別調整国外所得金額」に改め、同条第十六項及び第十七項中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同条第十九項中「控除する事業年度」の下に「若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度」を加え、同条第二十項中「若しくは第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項若しくは第百四十四条の六第一項」に改め、「当該法人税割額」の下に「（外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）」を、「当該事業年度又は連結事業年度の」の下に「当該」を加え、同条第二十五項第一号中「国外所得金額」を「内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額」に改める。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第五十八条中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改め、「第十七条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二から」を加える。

附則第三条の二の二第一項ただし書中「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める。

附則第六条の二第一項中「第二十条の二の十九第一号」を「第二十条の二の二十一第一号」に改める。

附則第十六条の二の十一第二項の表、第十六条の三第六項の表、第十七条第四項の表、第十七条の三第八項の表、第十八条第十項の表、第十八条の五第二十二項第五号及び第二十四項第五号、第十八条の六第三十一項第五号、第十八条の七第六項の表並びに第十八条の七の二第十五項第五号中「第四十六条の三の二第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第二十九条中「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の十三」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（道府県民税に関する経過措置）

第二条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第五十三条第十二項の規定の適用については、外国法人（新法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。次項において同じ。）の地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三条第十二項に規定する控除対象還付法人税額は、新法第五十三条第十二項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

2　新法第五十三条第十三項の規定の適用については、外国法人の旧法第五十三条第十三項に規定する控除未済還付法人税額は、新法第五十三条第十三項に規定する控除未済還付法人税額であって法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたもの又は新法第五十三条第十三項に規定する控除未済還付法人税額であって法人税法第百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたものとみなす。

（市町村民税に関する経過措置）

第三条　新法第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、外国法人（新法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。次項において同じ。）の旧法第三百二十一条の八第十二項に規定する控除対象還付法人税額は、新法第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

2　新法第三百二十一条の八第十三項の規定の適用については、外国法人の旧法第三百二十一条の八第十三項に規定する控除未済還付法人税額は、新法第三百二十一条の八第十三項に規定する控除未済還付法人税額であって法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたもの又は新法第三百二十一条の八第十三項に規定する控除未済還付法人税額であって法人税法第百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定によって還付を受けたものとみなす。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条の六第三十一項に六号を加える改正規定（同項第十一号に係る部分に限る。）中「第四十六条の三の二第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三